

行財政改革プログラム

～基礎体力強化に向けた行財政運営～

平成23年3月

堺市

行財政改革プログラムの策定にあたって

わが国では、経済成長を前提とする社会発展モデルが終焉を迎えるとともに、人口減少社会に突入し、人口に占める高齢者の割合が増加し、生産年齢人口が減少していくことが予測されています。

このことは、社会保障費の増大や税収の減少など、本市の財政運営に大きな影響を及ぼします。また、「地域主権改革」の理念のもと、今後、住民に身近な自治体の果たすべき役割は従来に増して大きくなることが見込まれることから、本市もこれまで以上に「市民のための市役所」になっていかなければなりません。



また、時代が大きな変革期を迎えているなか、堺が将来にわたり発展を続けるため、マスタープランに掲げる「市民・子ども・産業・まちが元気な堺」の実現を図ります。加えて、市民の安全・安心を確保していくため、社会の変化や不測の事態に臨機に対応できる弾力性に富んだ持続可能な行財政基盤を確立してまいります。そのためには、税源涵養に資する施策を着実に実施し、市税収入等の拡充を図るとともに、行政のムダを徹底して解消し、施策・事業の選択と集中を図るなど、行財政改革を断行しなければなりません。

今回の「行財政改革プログラム」は、その実現に向けて、まず職員一人ひとりが市民の皆様にとって真に必要なサービスやそのサービスの最適な担い手について常に問い直し、総合的かつ継続的に自らの仕事をゼロベースで総点検するための具体的な手法や取組をお示しさせていただいたものです。また、その過程や結果をお示しすることを通じて市政の可視化に努めるとともに、多様な地域主体がそれぞれ役割分担しながら、様々な手法で公共を担う仕組みを構築してまいります。

平成22年度には、「堺版事業仕分け＝みんなの審査会（新さかい）」を実施し、「役所の仕事」を分かりやすく示しながら、市民の皆様と議論をすることができました。今後は、こうした取組を発展させ、市民の皆様とともに、同プログラムに基づき、「市の仕事」を総点検し、市民、企業、行政がともに地域経営を行う仕組みづくりを強力に進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

平成23年3月

堺市長 竹山修身

<目 次>

第1章 改革の必要性

- 1 改革の前提 1
- 2 策定のねらい 6
- 3 取組期間 6
- 4 推進体制 6

第2章 改革の方向性

- 1 方向性 7
- 2 改革期間の目標 8

第3章 総点検の実施手法

- 1 総点検を支える3つの観点 9
- 2 総点検を有効に機能させる3つの検証 9
- 3 継続的な総点検の仕組みづくり 12
 - 1) PDCAマネジメントサイクルの推進 12
 - 2) 施設等の総合的なマネジメントの推進 14
 - 3) 内部管理マネジメントの推進 16

第4章 改革に向けた個別取組の推進

- 1 歳入・歳出改革の推進 18
 - 1) 歳入の改革 18
 - 2) 歳出の改革 20
- 2 組織・人の強化 26
- 3 行政の透明性の向上 30
- 4 多様な主体との連携の推進 32
- 5 地域内外の連携・都市内分権の推進 35

- 用語集 37

第1章 改革の必要性

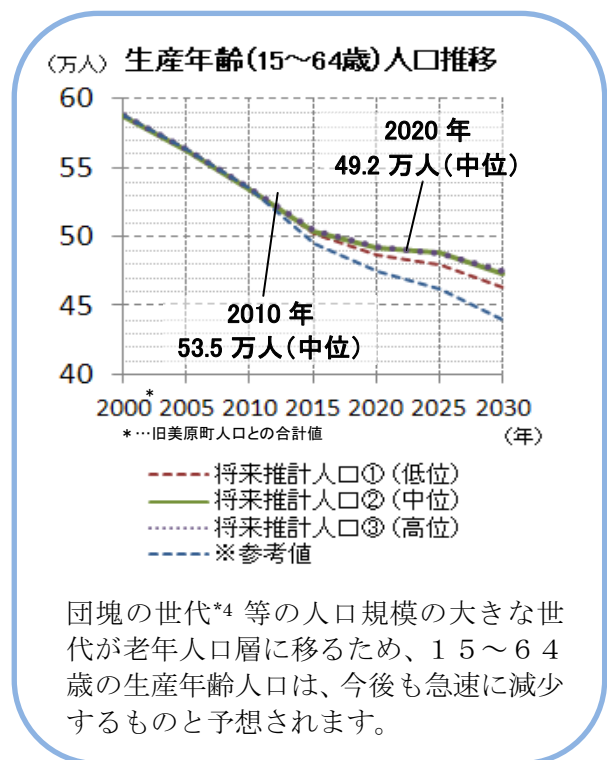
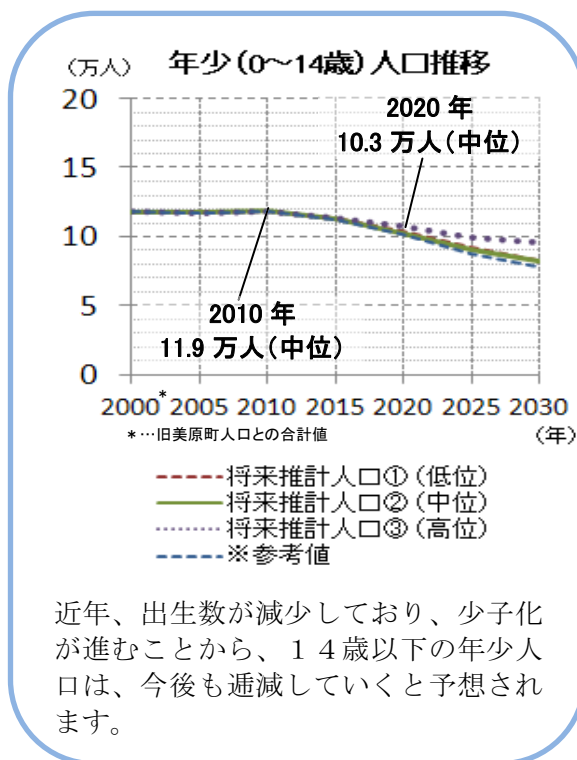
1 改革の前提

本市では、他市に先駆けて行財政改革に取り組み、今日の国・地方の厳しい財政環境下においても、全般的に財政運営の健全性を堅持しています。

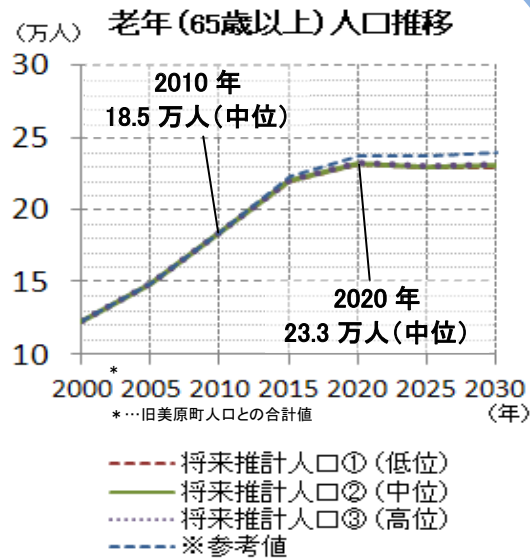
しかしながら、日本社会全体を取り巻く環境は急激に変化しています。米国におけるいわゆる「サブプライムローン」問題^{*1}に端を発する最近の世界的な金融資本市場の混乱が市内経済、ひいては市の財政運営に及ぼす影響も懸念されます。また、今後の国における税制改革や地方行財政改革の動向も見据え、地方交付税^{*2}の削減等について柔軟に対応していく必要があります。加えて、高齢化等の急激な進展と生産年齢人口^{*3}の減少【グラフ1～4】は、福祉・医療費等の社会保障費の増大や今後の税収の減少等、財政運営にいつそう大きな影響を及ぼすことが予測されます。更に、昭和40年代の人口の急激な増加の際に整備した公共施設等の大規模改修・更新の時期が目前に迫っています。こうしたことから、今後の本市の財政状況はさらに厳しさを増すと考えられます。

本市の年齢区分別人口推計【グラフ1】

【グラフ2】

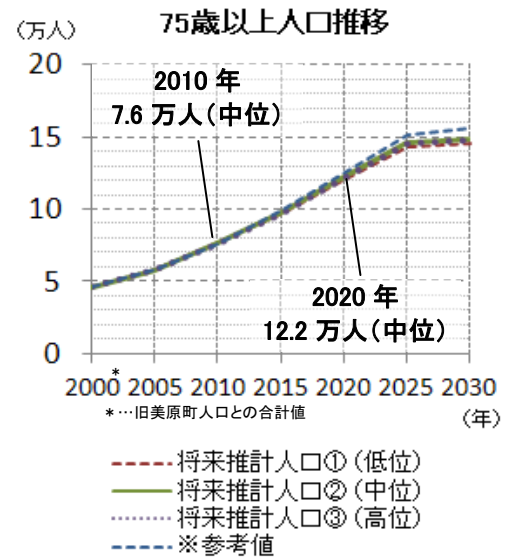


【グラフ 3】



団塊の世代等の高齢化に伴い、65歳以上の老年人口は、今後も急増するものと予想されます。

【グラフ 4】



医療・福祉制度等の検討の際に重要となる75歳以上の人口についても、高齢化の進展により、急増していくものと予想されます。

【各推計値の推計手法】

推計人口①(低位) …転出入均衡ケース

- ・社会増減を0とし、出生と死亡による自然増減のみの人口増減で推計しています。

推計人口②(中位) …転入超過維持ケース

- ・本市では平成17～21年の間、社会増(転入超過)傾向にあり、この社会増の傾向が今後も維持・継続すると仮定して推計しています。

推計人口③(高位) …出生率段階的向上ケース

- ・推計人口②中位推計をベースに、厚生労働省が試算した「国民の出産への希望が実現した場合の出生率」を準用し、今後30年間に合計特殊出生率^{*5}が1.75まで段階的に向上したとして推計しています。

※参考値 …転出超過ケース

- ・近年の社会増加傾向が終わり、社会減(転出超過)となっていた平成12年～平成17年の水準で、今後は推移すると仮定して推計しています。

*この推計は、コーホート法^{*6}により本市が独自に推計したもので、政策要因等は加味していません。

こうした課題は、程度の差はあるものの、自治体に共通した課題であり、以下、財政状況について、他の政令指定都市との比較を行います。

地方自治体の財政破綻をきっかけに、「地方自治体の財政の健全化に関する法律」に基づき、地方財政の健全度を指標化し、財政破綻を防止すること等を目的に「健全化判断比率（４指標）」として、実質赤字比率*⁷、連結実質赤字比率*⁸、実質公債費比率*⁹、将来負担比率*¹⁰が設定されました。

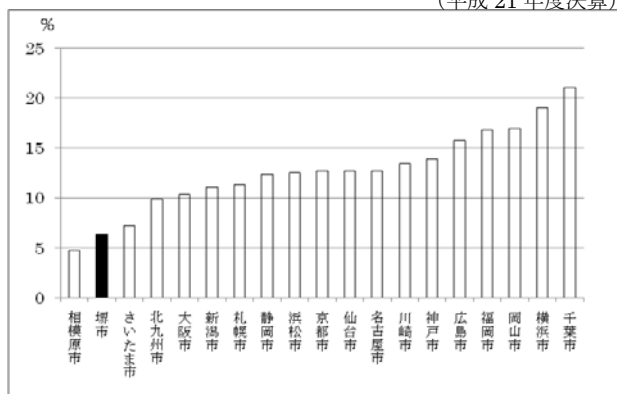
これらの指標においては、本市は相対的には健全な状態にあります【表１】【グラフ５、６】。

健全化判断比率（４指標）の状況 【表1】

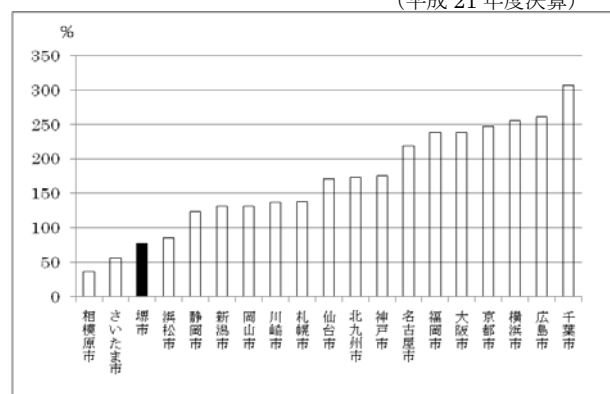
(単位：％)

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	早期健全化基準(参考)
実質赤字比率	— 赤字ではない (+901 百万円)	— 赤字ではない (+973 百万円)	— 赤字ではない (+714 百万円)	11.25%
連結実質赤字比率	— 赤字ではない (+4,176 百万円)	— 赤字ではない (+4,472 百万円)	— 赤字ではない (+3,982 百万円)	16.25%
実質公債費比率	7.1%	6.9%	6.3%	25.00%
将来負担比率	70.7%	81.1%	77.8%	400.00%

実質公債費比率の政令指定都市間比較 【グラフ５】
(平成 21 年度決算)



将来負担比率の政令指定都市間比較 【グラフ６】
(平成 21 年度決算)

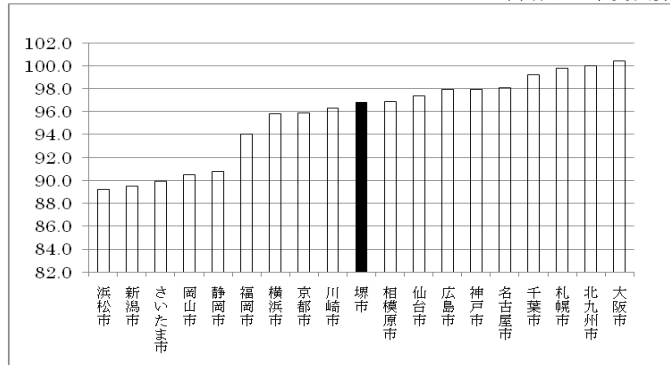


しかしながら、毎年入ってくる市税等の収入を経常的な支出にどの程度充当しているかという地方自治体の財政運営の弾力性・健全性を示す指標として、比率が高いほど経常余剰財源が少なく硬直化していることを示す経常収支比率^{*11}【グラフ 7】は中位（10位）にありますが、96.8%と硬直化した状態です。

弾力的な財政運営を進めるためには、経常的経費（固定経費）の抑制に努め、不測の事態にも対応可能な財政体質に改善する必要があります。

経常収支比率の政令指定都市間比較

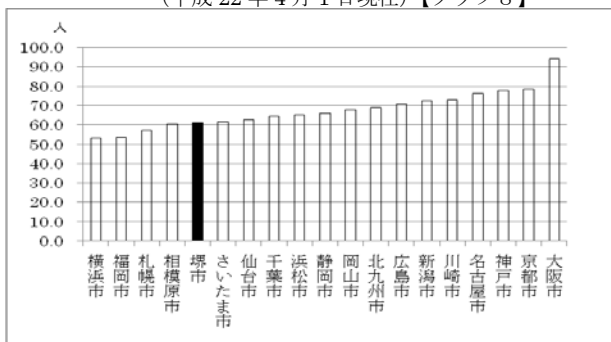
【グラフ 7】
(平成 21 年度決算)



とりわけ、人件費に関しては、組織のスリム化と安定した財政基盤の確立を図るため、要員管理計画を策定し、要員の最適化に取り組んできました。その結果、普通会計^{*12}における人口1万人あたりの常勤職員数は、計画当初（平成19年4月）の9位から5位（平成22年4月）【グラフ 8】となるなど、職員数の削減を図ってきました。しかしながら、一方で、普通会計の歳出総額に占める人件費の割合は14位（平成21年度決算）【グラフ 9】と相対的に高い傾向にあります。退職手当等の一時的な増加や各政令指定都市の財政規模の違いはあるものの、職員数に占める非常勤職員数等の比率等、人件費の分析を行い、総人件費の削減に取り組む必要があります。

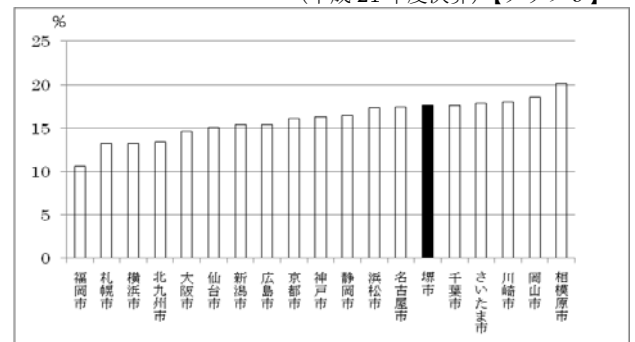
人口一万人あたり職員数（普通会計）の政令指定都市間比較

(平成 22 年 4 月 1 日現在) 【グラフ 8】



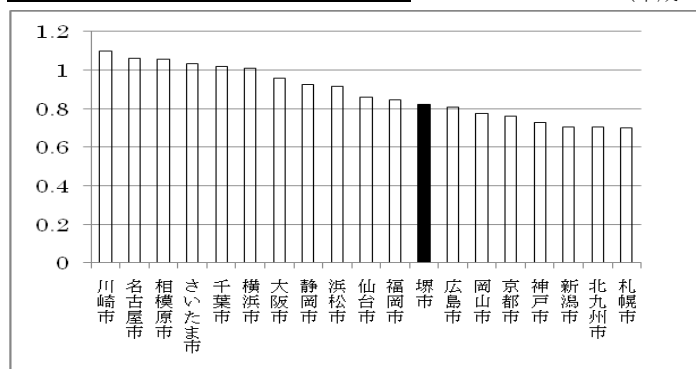
普通会計歳出総額に占める人件費割合の政令指定都市間比較

(平成 21 年度決算) 【グラフ 9】



また、普通交付税の交付算定基準となる財政力指数^{*13}は、地方公共団体の財政力の強弱（大きいほど財政力が強い）を示す指標として用いられていますが、12位【グラフ10】であり、引き続き、人口誘導や企業誘致等の施策を展開し、税源涵養^{*14}を強化する必要があります。

財政力指数の政令指定都市間比較 【グラフ10】 （平成21年度決算）



さらに、公営企業会計^{*15}、特別会計^{*16}、外郭団体などの第三セクター等も含めた連結ベースの負担を示す「将来負担比率」も重要な指標であり、第三セクター等が自治体財政運営に与える影響は今まで以上に大きくなっています。

現在、本市は一定の健全性は保たれていますが、今後とも全会計での黒字経営に向けた改善が必要です。

2 策定のねらい

持続可能な行財政運営の確立

○市民と行政が一体となった都市経営の実現

○弾力的な財政運営の構築

前述の「1 改革の前提」を踏まえ、今後の厳しい財政状況や多様化する市民ニーズに的確に対応していくためには、まず、持続可能な行財政運営を確立しなければなりません。

そのためには、市民の市政への参画と市民からの信頼は不可欠であり、それを基盤として、市の仕事の改善・改革に継続的に取り組み、弾力的な財政運営の構築を図っていきます。

1) 市民と行政が一体となった都市経営の実現

市民をはじめとする多様な地域主体が、計画、実施、評価のあらゆる段階において、自主的・自立的にまちづくりに参画する仕組みを構築し、市民協働を一層推進します。また、これまでの取組を進化させ、地域の課題解決や活性化を図るため、事業性に着目した多様な地域主体との協働や起業の促進など、市民、企業、行政がそれぞれ役割分担しながら、様々な手法で公共を担う仕組みづくりを進めます。

2) 弾力的な財政運営の構築

今後とも本市が持続的に発展していくためには、高齢化等の社会経済情勢や不測の事態への対応も含めた弾力的な財政基盤を構築しなければなりません。今後、行財政改革を進めていくためには、まず職員一人ひとりが、市民の視点に立って、それぞれの仕事を総点検し、高いモチベーションをもって改革に取り組むことが不可欠です。そのために、仕事の改善・改革を進めるための仕組みを構築し、継続した改革を断行することにより、弾力性の高い財政体質への転換を図り、限られた資源の最適化を進めます。

本プログラムは、生産年齢人口の減少等を見据えつつ、持続可能な行財政運営の確立を図ることにより、本市マスタープランに掲げる「市民の元気・幸せ」が20年先、30年先も発展していくための、期間内の具体的な取組を明らかにすることを目的に策定するものです。

3 取組期間

平成23年度～平成25年度

取組期間は、平成23年度から平成25年度までの3年間とし、実現に向けた個別の取組（第4章参照）については、今後、各年度の予算編成等の中で、さらに具体化するとともに、追加・変更を行い、改革を推進します。

4 推進体制

各局においては、局運営方針に行財政改革の目標設定を行い、個別取組を推進します。また、市長、副市長、局長等で構成される行革推進本部会議において、その進捗状況や今後の行財政改革の課題を整理することにより、実効性の高い行財政改革を推進します。

第2章 改革の方向性

1 方向性

市の仕事を総点検し、ゼロベースで見直します

市の仕事の総点検とは、持続可能な行財政運営への転換を図るため、事務事業等の必要性・効率性を抜本的に検証し、その再構築を図る取組です。そのためには、PDCAマネジメントサイクル^{*17}に基づく継続的な改善・改革を断行する組織風土が重要であり、職員の意識改革、能力開発を図るとともに、市の仕事をゼロベースで見直しを行い、市民ニーズに的確に対応できる行財政運営を確立します。

(1) 総点検の徹底

平成22年度に実施した総点検の取組（「みんなの審査会（新さかい）」対象事業37事業を含む625事業、外郭団体の実施する全事務事業、指定管理者制度^{*18}の評価66施設）の充実・強化を図るなど、全ての事業等をゼロベースで見直すことで、最少の経費で最大の効果を挙げていく行財政運営を図ります。

(2) 少数精鋭による組織運営

市民視点と民間経営感覚を持ち、市民から信頼される職員を育成し、少数精鋭による組織運営に取り組みます。こうした取組を通じてスリムで合理的な組織づくりを進めることを目的に、10年間で、再任用職員^{*19}も含めた新たな要員管理を行い、平成21年度を起点として要員数を2割以上削減します。

(3) 収入確保策の強化

魅力的なまちづくりによる税源の涵養に努めます。また、限りある経営資源で良質な行政サービスを提供すべく、未利用・低利用地等の市有財産の有効活用に努めるなど、新たな歳入改革に取り組みます。加えて、公平性の観点から市税等の更なる徴収強化を図り、収入確保策の強化に努めます。

2 改革期間の目標

計画期間中に、230億円（累計）以上の行財政改革を推進します

計画期間中に、総点検の実施等により、経常的経費の削減などに取り組み、弾力的な財政運営を図ります。

<歳出改革>

	具体的な取組	目標額(累計) (単位 億円)
事務事業の 総点検	「みんなの審査会」をはじめとした事業 評価に基づく見直し	60.0
公の施設	指定管理者制度の効果的な推進	5.5
I T	情報システム管理・保守関係経費の見直し	3.5
外郭団体	補助金・委託料の見直し	7.0
小計		76.0
人 件 費	要員管理の推進	75.0
	仕事の見直しによる時間外勤務の縮減	12.0
小計		87.0

歳出改革（経常的経費削減）3年間の累積効果額 約163億円

<歳入改革>

具体的な取組	目標額(累計) (単位 億円)
市有財産の有効活用（売却・貸付等）	33.0
コールセンター等による市税収入率の向上	21.6
債権管理の適正化による未収金の回収	9.4
外郭団体の廃止に伴う出えん金の引揚げ等	3.0

歳入改革による3年間の累積効果額 約67億円

第3章 総点検の実施手法

総点検の実効性及び質的な向上を図るため、以下の取組を進め、財政運営や行政組織運営の刷新を図ります。

1 総点検を支える3つの観点

(観点)



市の仕事について、「市民等へのわかりやすさの徹底」、「客観性の向上」、「リスクへの対応」を図るため、「可視化」「数値化」「リスク管理」の観点から、総点検を実施します。また、より客観性を確保するために、外部の視点を積極的に取り入れます。

(1) 可視化

改革の第一歩は、市のしごと（事業の内容等）を透明化し、市民にわかりやすく説明できるようにすることであり、可視化による市民参加の推進を図ります。

(2) 数値化

事務事業等の目標や成果指標、コスト等については、できる限りわかりやすい数値化に努め、客観性や質の高い行政評価を行います。

(3) リスク管理

事業の対象者数が将来どうなっていくのか、施設を長期的に使い続けていくのか等、リスクの予測を行い、中長期的な視点に立った行政経営を推進します。

2 総点検を有効に機能させる3つの検証

(検証)



事業等の再構築は、単なる経費の削減ではなく、大きく変容しつつある社会経済情勢を見据えて、『必要性』、『有効性・費用対効果』、『担い手』の検証を行い、市が保有する経営資源（ヒト・モノ・カネ）の最適配分を行うことです。

また、検証にあたっては、「もの差し（＝基準）」を設定し、方向性を明確に示し、それに従って総点検を行うことにより、改革を効果的に加速させます。

(検証の流れ)



1) 必要性

市が実施する必要性について、段階評価（例：A B C）による点検を実施し、事務事業等の見直しを進めます。

(1) 市の関与の合理性

行政の守備範囲を踏まえ、必需性、公益性等から市が関与する度合いや合理性を検証します。

(2) 市民ニーズとの合致性（外部効率性）

サービスの対象者だけではなく、広く市民ニーズを把握した上で、市民ニーズに合致しているかを検証します。

(3) 政策・施策に対する目的適合性

政策・施策目的を達成する手段である事務事業が当該目的に沿ったものであるかを検証します。

2) 有効性・費用対効果

下記の比較等を通じて、できる限り合理的な基準を設け、その有効性や費用対効果を検証し、成果指向型の行政経営を進めます。

(1) 施策の中での優先順位

各施策目標達成への貢献度を分析した上で、施策における優先順位を検証します。

(2) 政令指定都市や近隣市等との比較

事業の実施の有無やサービスの水準について、国基準や政令指定都市、近隣市等との比較を行い、実施内容の妥当性を検証します。

(3) 類似する事務事業等との比較

目的や内容が類似する事業との相対比較を行い、事業の統合・再編の観点から、その効果性・効率性を検証します。

(4) 類似施設との比較

施設の適正配置や施設の効用を高めるため、他都市の類似施設も含めて検証します。

(5) エリア（区域）ごとの特性

それぞれの区域の特性や課題によっては、事業の効果も異なるため、その区域に応じたサービス提供のあり方を検証します。

3) 担い手

地域を担う様々な主体と連携した取組を推進するため、補完性の原則や「民でできることは民に委ねる」といった観点から、最適な担い手の検討を行います。

(1) 民間実施

民間への業務委託等の効果性・効率性を検証します。

(2) 市民協働型への転換

多様な地域主体と連携し、市民自らがまちづくりの担い手となるような市民協働型事業への転換の可能性を検証します。

(3) 国・府・広域連携の検討

地域主導により広域課題に対応するため、また共同処理による高度なサービス提供や行政事務の一層の効率化を図るために、自治体間の広域的な連携の可能性について検証します。

3 継続的な総点検の仕組みづくり

(仕組み)

- 1 P D C A マネジメントサイクル
- 2 施設等の総合的マネジメント
- 3 内部管理マネジメント

前述した『必要性』、『有効性・費用対効果』、『担い手』の3点の検証を継続的に実施していくために、3つの仕組みづくりを行います。

1) P D C A マネジメントサイクルの推進

事務事業を実施する際には、P D C A マネジメントサイクルを進め、評価（Check）段階において、以下の取組を強化し、経常的経費を削減します。

(1) 具体的な取組

① 市民視点で事務事業の総点検を行います

市民が真に必要としているサービスであるか、手段・方法は適切か等、全ての事務事業について市民視点で点検します。

② 施策体系を整理し、的確な「活動指標」^{*21}と「成果指標」^{*22}を設定します

施策体系を整理するとともに、職員研修の実施や外部有識者の意見聴取もしつつ、的確な「活動指標」や「成果指標」設定を行います。

③ 費用対効果の検証を行う仕組みを作ります

事業の費用対効果について、事務事業総コストの可視化を行った上で、経年変化や他都市の比較調査等を活用し、効果検証を的確に行う仕組みを検討します。

④ 外部（市民）評価を行います

客観性をもった評価を実施するため、「みんなの審査会（新さかい）」を継続実施するとともに、外部評価の拡充・充実について引き続き検討します。

⑤ 施策評価を行います

施策をその達成度や市民意識調査の結果等から評価し、新たな施策展開につなげます。

＜主な取組＞

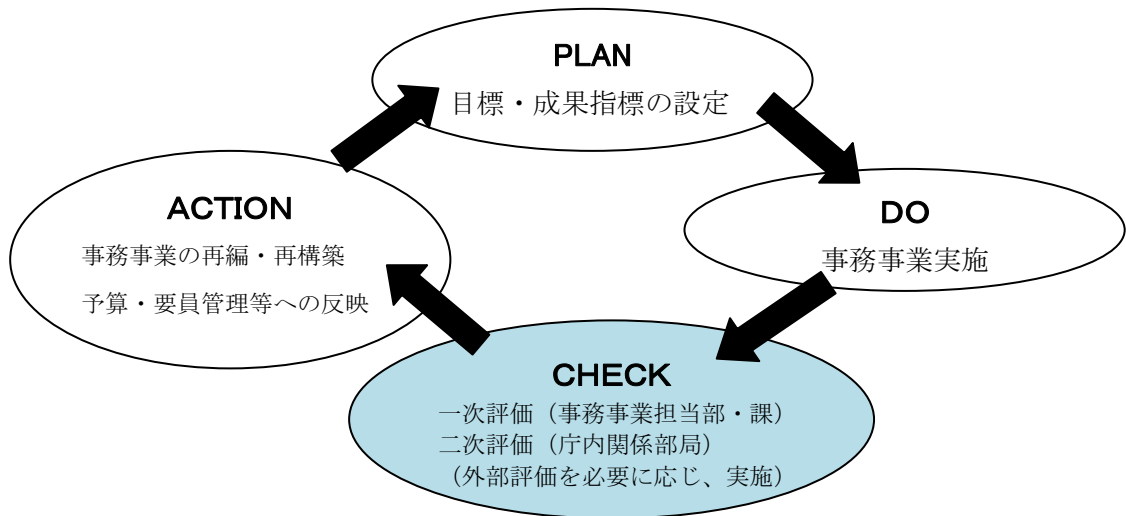
- ・ 総点検の継続実施
- ・ 的確な成果指標の設定
- ・ 事業の総コストの可視化
- ・ 外部（市民）評価の充実
- ・ 施策評価の実施

＜期待する効果＞

- ・ 経常的経費の削減による健全財政の維持
- ・ 選択と集中による資源の重点配分
- ・ 担い手の最適化
- ・ 職員の意識改革

(2) 推進体制等

外部評価も含めた複層の評価を行うことで、評価の精度を高めます。



＜スケジュール＞

平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
・ みんなの審査会（新さかい）実施 ・ 事務事業の総点検の実施 ・ 政策-施策-事務事業の体系の整理 ・ 成果指標の設定	・ 施策目標に基づく事務事業の有効性評価	・ 施策評価の実施	・ 外部評価の拡充

2) 施設等の総合的なマネジメントの推進

本市が保有している土地や建物等の財産は、将来にわたってその維持管理や建替経費等、大きな財政負担が見込まれる中で、用途の重複や未利用・低利用施設等の財産の有効活用の観点から、多くの課題があります。

こうしたことから、これらの財産については、長期的観点に立ったより適切な維持管理を行うとともに、多様な活用を図るために、部局横断的に総合的なマネジメントを推進します。

(1) 具体的な取組

本市の財産については、その機能や立地環境等、それぞれの特性を十分に勘案し、財産の維持管理全体にかかる負担の軽減、部局横断的な利活用等の視点から次の取組を進めます。

①施設の適正配置を図ります

保有財産に関するデータの一元的な管理を進め、保有財産の現状を総合的に評価します。その結果を踏まえて、施設の再配置やグルーピングによる統廃合、売却等を進め、施設の適正配置を図ります。

②財産の有効活用を図ります

市民が利用する公の施設等は、指定管理者制度等も活用し、効果的かつ効率的に管理するとともに、未利用・低利用施設は、売却や他の施策への部局横断的な活用、市民や民間事業者への貸付等を検討します。

③受益者負担の適正化を図ります。

受益と負担の公平性の観点から、使用料の減免基準等の見直しを図り、施設利用にかかる受益者負担の更なる適正化を図ります。

④施設の長寿命化を図ります

施設の廃止までに要する総経費(ライフサイクルコスト)を抑制するため、長期的な視点から適切な保全措置を行い、長寿命化を図ります。

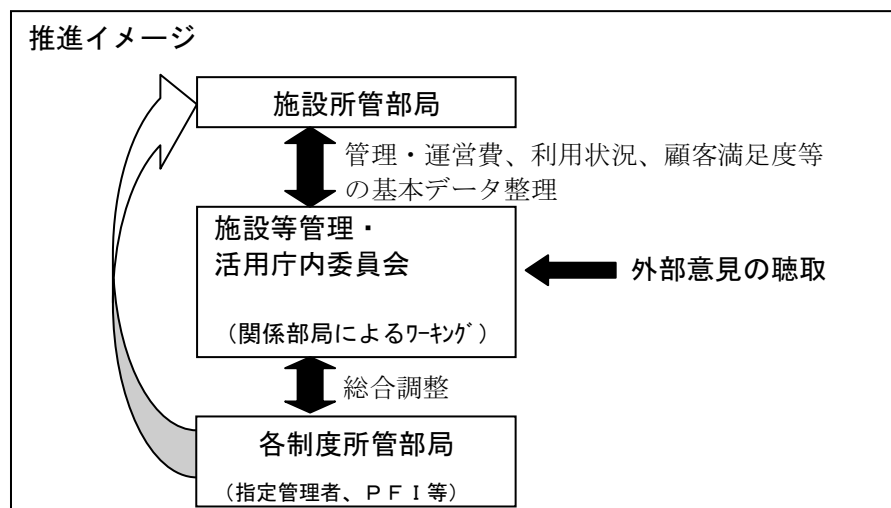
<主な取組>

- ・施設の適正配置（再配置やグルーピングによる統廃合等）
- ・財産の有効活用（未利用・低利用財産の売却・転用・貸付、受益者負担の適正化等）
- ・施設の長寿命化

<期待する効果>

- ・地域特性、機能重視型の施設配置
- ・市民協働による財産活用の促進
- ・維持・改修コストの平準化や縮減

(2) 推進体制等



①庁内委員会の設置

経営的な視点から、ファシリティマネジメント^{*23}を推進するために、庁内横断的な「(仮称)施設等管理・活用庁内委員会」を設置します。また、部局・施策横断的な課題の迅速な解決を図るため、関係部局によるワーキングを適宜行います。

委員会の役割

- 庁内連携を要する施設の再配置・統廃合に関すること
- 売却処分等保有財産の整理に関すること
- 新規施設の設置や他目的への転用に関すること
- 民間への貸付等の利活用に関すること 等

②施設活用計画の策定

将来にわたる財産活用を計画的に進めるために、「(仮称)施設活用計画」を策定します。

③外部意見の反映

財産の活用、処分等の検討や事後の点検・評価は、必要に応じて財務会計や不動産業務等に精通した有識者等の意見も反映させます。

<スケジュール>

平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
・(仮称)「堺市財産活用指針」策定 ・財産の有効活用に向けた課題整理	・庁内委員会設置 ・「(仮称)施設活用計画」の策定 具体的な取組		・財産活用の本格実施(財産データ公開)

※具体的なスケジュールは、(仮称)施設等管理・活用庁内委員会において調整します。

3) 内部管理マネジメントの推進

限られた財源を有効に活用して、質の高い市民サービスを提供していくためには、職員の意識を変革させ、元気で活力ある組織づくりを進めていく必要があります。

内部管理体制の整備を推進し、効果的、効率的かつ適切に業務を遂行していくための仕組みを整えます。取組に際しては、内部統制^{*24}構築の手法を用いて、既に存在しているルールや体制を利用しつつ、重要なリスクを適切に管理する観点から順次改善を進めていきます。

(1) 具体的な取組

市民の負託と信頼に応えて、行財政改革を円滑に推進していくために、職員の意識改革、業務の効果的、効率的、かつ適切な遂行の視点から次の取組を進めていきます。

①基本方針を策定します

内部管理体制整備の推進にあたり、全庁的に取組の意義や目的を明確に周知、浸透させ、その必要性、重要性に関する意識の徹底を図るために基本方針を策定するとともに、各部局における組織目標に沿った能力開発を行います。

②業務マニュアル等を点検し、リスクを可視化します

基本方針に則って、重要な業務については、業務マニュアル・フロー図等を作成し、リスクを可視化することにより業務の効率化、事務の簡素化を図ります。

③各制度の適切な運用を強化します

会計事務、文書事務等の各制度については、組織全般にわたる適切な運用を支援します。

④内部管理の仕組みを点検します

内部管理の仕組みが適切に運用されているかについての点検を実施します。

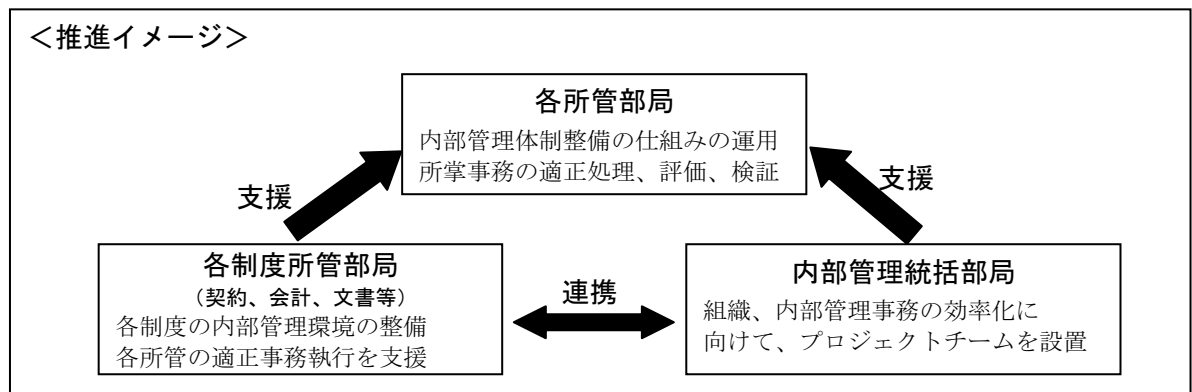
<主な取組>

- ・ 組織目標に沿った能力開発
- ・ 各制度の適正な運用の強化
- ・ 業務マニュアル等の作成
- ・ 各業務のリスクの可視化 等

<期待する効果>

- ・ 業務の効率性・有効性向上
- ・ 知識・ノウハウの伝承
- ・ 事務処理の簡素化
- ・ 時間外勤務の縮減 等

(2) 推進体制等



① 庁内連携による推進

内部管理の統括部局、各制度所管部局、各所管部局が連携して、全庁的に内部管理の具体的な取組を推進していくこととします。

② 内部管理統括部局によるプロジェクトチーム設置

各業務の所管部局、制度所管部局と連携し、内部管理の取組を効果的に推進するために、内部管理統括部局にプロジェクトチームを設置します。

プロジェクトチームにおいては、各職場の業務マニュアルの策定、事務分担の最適化等に対する助言、指導等を行い、事務の簡素化、時間外勤務の縮減等に資する実効的な取組を実施します。

③ 重点取組計画の策定

基本方針に沿って具体的な取組を計画的に進めていくために、年度毎の重点取組計画を策定します。

＜スケジュール＞

平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
・ 内部管理体制整備 に向けた課題整理	・ 内部管理に関する 基本方針の策定 ・ 重点取組計画の 策定・実施	重点取組計画に基づく取組	

第4章 改革に向けた個別取組の推進

第1章から第3章を踏まえ、改革を有効に推進するための個別取組を5つに分類しています。

ここでは現時点での取組項目のみを示していますが、今後、総点検等を通じて項目を随時追加し、取組を強化していきます。なお、それぞれ項目の達成状況等については、ホームページ等を通じて、広く公表していきます。

1 歳入・歳出改革の推進

総点検を徹底するとともに、民間委託や事務処理の効率化等により、スリムで合理的な組織づくりを進める等、経常的経費を抑制し、弾力的な財政運営への転換を図ります。また、市税等の収入（収納）率の向上を図るほか、市有財産の有効な活用等による自主財源の確保・強化に努めます。

1) 歳入の改革

【主な具体的取組】

取組項目	取組内容			所管課
①市税等収入（収納）率の向上				
市税等の収入（収納）率の向上	現年収入（収納）率の目標は次のとおりとします。			
		平成21年度 実績	目標収入(収納) 率 () 内は目標年 次	所管課
	市税	98. 1 %	99. 0 % (平成25年度)	収税課 各市税事務所 市税特別滞納 対策室
	国民健康保険料	88. 4 %	90. 0 % (平成25年度)	保険徴収課
	介護保 料	97. 8 %	98. 0 % (平成23年度)	介護保険課
	保育料	97. 2 %	98. 5 % (平成25年度)	保育課
	母子寡婦福祉 資金貸付金	77. 3 %	85. 0 % (平成25年度)	子ども家庭課
	※債権回収対策室との連携、コールセンター、コンビニ収納、インターネット公 売等の取組を推進し、収入（収納）率を向上させます。			
【効果額 市税 毎年度7. 2億円以上 国民健康保険料 約3. 5億円 保育料＋母子寡婦福祉資金貸付金 約0. 6億円】				

取組項目	取組内容	所管課
債権の集約による回収	各種債権を債権回収対策室に集約することによって、効果的な回収を行います。 【効果額 9.4億円】	債権回収対策室
生活保護費代理納付制度の活用	生活保護受給者に係る市営住宅使用料の代理納付制度を引き続き活用し、徴収率の向上を図ります。	生活支援管理課 住宅部
②財産の有効活用		
未利用・低利用財産の有効活用	アセット・マネジメント ^{*25} の観点から、全市有地の土地台帳と位置図を作成し、未利用・低利用財産の活用方策を検討するとともに、積極的に貸付や売却を進めます。また、一般競争入札による売却や貸付を進めるとともに、事業用定期借地による貸付や提案型入札による売却を検討します。 【効果額 33.0億円】	財産活用課
自動販売機の設置における公募の実施	公共施設における自動販売機設置について公募入札を実施し、歳入を確保します。 【効果額 毎年度0.2億円以上】	財産活用課
広告事業の拡充	市が保有するあらゆる財産の広告媒体としての活用を検討し、歳入の確保や経費の節減を更に進めます。	財産活用課
現病院施設の有効活用	新病院移転後の現施設(土地、建物)について、病院事業者等への売却を中心に最大限有効な利活用を行います。	堺病院 経営企画課
資金の運用による歳入の確保	安全性を確保した上で、より有利な資金運用を行うことによって、歳入の確保を行います。	会計室
③使用料・手数料の見直し		
使用料・手数料等の適正化	使用料・手数料の設定については、利用する者と利用しない者との均衡と総コストを考慮しながら、負担割合や算定方法を明確にし、公費負担の適正性を確保していきます。	財政課 各所管課
④外郭団体の見直し		
外郭団体の廃止等に伴う市出えん金の引揚げ	当該団体の定款等に基づき、廃止団体の市出資金について、市に帰属させます。また、存続団体についても、出資額の見直しを行います。 【効果額 3.0億円】	外郭団体所管課

2) 歳出の改革

【主な具体的取組】

取組項目	取組内容	所管課
①事務事業の総点検による事業等の再構築		
事務事業等評価に基づく事務事業の見直し	市民の視点から、全事務事業をゼロベースで総点検することにより、施策・事務事業を再構築します。 【効果額 約60.0億円】	経営監理室 各課
「みんなの審査会（新さかい）」の実施	限られた行政資源の有効活用や市民の市政参加の促進を図るため、事務事業評価の客観性や有効性をより高める外部評価の一手法として、「みんなの審査会（新さかい）」を実施します。	経営監理室
②歳出構造の見直し		
中長期財政見通しの改定	中長期財政見通しについて、毎年度の決算数値等を勘案した修正を行い、健全な財政運営を図るために活用します。	財政課
健全化判断比率（4指標）の健全度の確保	地方財政健全化法に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）の健全度を継続的に確保します。	財政課
公債費負担の適正化	公債費負担の増大が今後の財政運営に影響を及ぼさないように、選択と集中により市債発行の適正化に努めます。 【効果額 1.8億円】	財政課
補助金、単独扶助、負担金等の見直し	補助金、単独扶助、負担金について、社会経済情勢や市民ニーズの変化等を踏まえ、事業の必要性、効果・公益性等の観点から定期的に見直しを進めます。	財政課 各課
生活保護に係る診療報酬明細書（レセプト）の点検の強化	診療報酬明細書（レセプト）の点検を強化することにより、生活保護費の不正受給の防止に努め、適正支出を推進します。 平成22年7月 レセプト管理システム稼働 【効果額 約4.3億円】	生活支援管理課
生活保護受給者の実態に応じた自立支援の充実	就労困難者の就労促進に向けて対象者の実態に対応したキャリアカウンセリング*26の拡充等、生活保護受給者の自立支援を強力に推進します。 【効果額 約2.3億円】	生活支援管理課

取組項目	取組内容	所管課
③施設等市有財産の保全・再編		
(仮称) 施設活用計画の策定	施設活用計画を策定し、市民ニーズを踏まえた施設の再編・再配置や地域施設の市民協働型管理手法への転換等、各施設の有効活用を検討します。	財産活用課 経営監理室
(仮称) 施設等管理・活用庁内委員会の設置	庁内委員会を設置し、市が所有する施設等のデータの一元管理を行うとともに、効果的な施設管理に向けて、部局・施策横断的に課題整理を行い、経費負担の軽減や長寿命化を進めます。	財産活用課 経営監理室
公民館、健康増進福祉センター、青果地方卸売市場等、直営施設のあり方	全市的な視点から必要性や費用対効果等を総合的に点検し、施設のあり方についての見直しを進めます。	施設等管理所管課
堺市営住宅ストック総合活用計画の推進	ストック総合活用計画に基づき、市営住宅の計画的な建替、改善、維持保全を行います。また、再配置（建替、用途廃止等）に伴い生じる余剰地について、転用や売却を進めます。	住宅まちづくり課
道路・橋梁の長寿命化	今後の急激なインフラ ^{*27} の高齢化を迎え、これまでの損傷が大きくなってから補修する「事後保全」では、莫大な費用が発生する状況にあるため、「予防保全」というアセット・マネジメント手法を取り入れた戦略的な維持管理を行い、経費の節減を図ります。	道路整備課 土木監理課
小規模校の再編整備	小規模校における児童生徒や学校運営に関する様々な課題を解消し、子どもたちの健全な成長とより良い教育環境を整えるため、再編整備を行います。	学校環境整備室
幼児教育基本方針に基づく市立幼稚園の再編	「堺市幼児教育基本方針」に基づき、すべての幼児を対象とした幼児教育施策の充実や市立幼稚園の再編などに取り組みます。	幼児教育支援室
公共事業のコスト縮減	公共事業のコストについて、公共工事も管課等で組織する堺市公共事業コスト構造改善推進委員会において、公共事業のすべての過程を見直すことで、総合的にコストの縮減を図ります。	公共事業所管課
④人事管理の適正化		
要員管理の推進	平成21年度を起点として、再任用職員も含めた新たな要員管理を行い、平成21年度を起点として、10年間で要員数の2割以上削減に向け、総人件費総額の削減を図ります。 【効果額 約75.0億円】	人事課 財政課 経営監理室

取組項目	取組内容	所管課
時間外勤務の縮減	ワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、時間外勤務の縮減に向けた取組を推進します。 【効果額 約 12.0 億円】	人事課 労務課 経営監理室 各課
職員給与、退職手当の水準の検討	公民比較による人事委員会勧告を尊重しつつ、今後も適切な職員給与、退職手当水準を維持します。	労務課
非常勤職員報酬のあり方検討	非常勤職員の職責、業務内容を精査し、報酬の適正化を検討します。	労務課
福利厚生事業への公費支出のあり方の検討	民間や他市の状況を踏まえ、引き続き福利厚生事業への公費支出の適正化を図ります。	労務課 教職員課
⑤情報システムの管理・保守経費の見直し		
I T 調達の最適化	情報システムの新規構築をはじめ、改修、運用・保守において業務仕様書の更なる精査・整理等による明確化を進め、受託業者の選定における競争性の確保や情報システム関係経費の削減を図ります。 【効果額 約 1.3 億円】	情報化推進課 各システム所管課
汎用機システムの運用終了	計画期間中に大型汎用機システムの運用を終了し、管理・保守経費を削減します。 【効果額 約 0.8 億円】	情報化推進課
職員情報システムの再構築	平成 24 年 10 月の稼動をめざし、職員情報システムを再構築し、消防局、教職員の情報システムの統合を行い、内部事務を効率化するとともに、管理・保守経費の削減を行います。 平成 23 年度 システム開発・機器調達・検証 平成 24 年度 テスト結果検証、本格稼働 【効果額 約 1.7 億円】	総務サービス課
保険年金電算システムの再構築	システムの再構築に伴い、市民サービスの向上、運用・保守経費の削減、業務効率化を図るとともに、業務変更への柔軟かつ効率的な対応を可能にします。 平成 23 年 4 月～25 年 7 月 システム構築 平成 25 年 1 月～8 月 国民年金・国民健康保険・公費医療業務電算システムの稼働 【効果額 約 1.3 億円】	保険年金管理課

取組項目	取組内容	所管課
⑥外郭団体の改革		
団体の統廃合	(財) 堺市福祉サービス公社、(財) 堺市水道サービス公社、(財) 堺市科学教育振興会の3団体を廃止するとともに、(財) 堺市都市整備公社と堺市住宅供給公社の統合を推進します。	経営監理室 外郭団体所管課
「(仮称) 堺市外郭団体経営評価システム」の導入	外部評価も取り入れた「(仮称) 堺市外郭団体経営評価システム」を導入し、経営評価を不断に行うことにより、事務局統合やシェアードサービス*28について検討を進め、継続的に団体の見直しを進めます。	経営監理室 外郭団体所管課
委託業務と補助金の見直し	外郭団体との委託契約は原則競争入札とし、契約の透明性の向上に努めるとともに、経費削減を行います。 また、補助金については、外郭団体の実施する事業の見直しや法人運営の効率化を行うことにより、平成22年度から平成24年度の集中改革期間に概ね15%程度の削減を行います。 【効果額 7.0億円】	経営監理室 外郭団体所管課
市有財産の貸付に伴う使用料減免の見直し	外郭団体が公有財産を使用する際、団体及び実施事業の公益性を十分に点検した上で、使用料減免の適正化を図ります。	経営監理室 外郭団体所管課
⑦民間委託等の推進 (指定管理者制度等含む)		
指定管理者制度の推進	公の施設について、施設ごとに最も適切な運営主体を選定し、市民サービスの向上と管理運営費用の削減を図ります。 新規導入施設(平成23年度) 市営住宅(市営住宅の維持管理) 自転車等駐車場 (自転車等駐車場の管理運営) 今後は、第三者評価も参考に、非公募施設で指定管理者を選定している施設について、設置目的を達成し、サービスの質的向上と管理経費の削減が期待できる場合は、広く公募を実施します。また、全ての公の施設について、民間ノウハウ活用によるサービス向上を点検し、制度導入を検討します。 【効果額 約5.5億円】	経営監理室 施設管理所管課

取組項目	取組内容	所管課
生活衛生センター業務の委託の拡充	生活衛生センター業務について、市直営の必要性や効率性の観点から精査し、平成 23 年度から平日時間外におけるハチ駆除業務を委託する等、委託化を推進します。 【効果額 約 0. 8 億円】	生活衛生センター
公立保育所の民営化の推進	公立保育所の民営化を推進し、多様化する保育需要に対応するとともに、保育所入所待機児童の解消等を図ります。 平成 23 年度 西陶器保育所を民営化 平成 24 年度 ちぬが丘保育園としおあな保育所を統合・民営化 平成 25 年度 1 保育所を民営化 【効果額 約 4. 5 億円】	保育施策推進室
公園管理のあり方の検討	公園の管理について、それぞれの公園の特性を活かした魅力ある公園をめざし、指定管理者制度や設置許可制度・管理許可制度の導入等、維持管理や運営のあり方を検討します。	公園監理課
水道メーター検針・未納料金収納等業務の委託範囲の見直し	現在行っている水道メーター検針・未納料金収納等業務の委託内容の検討を行い、委託業務の範囲を拡大します。	営業管理課
下水道施設管理業務の委託化	下水処理場の運転管理業務に関し、泉北下水処理場、石津下水処理場について、計画的に包括委託を進めます。	下水道計画課
投票事務経費の削減	投票事務従事者の体制を見直し、多様な雇用形態の活用等により投票事務経費の削減を図ります。	選挙管理委員会事務局
⑧特別会計の健全性の確保		
病院事業の経営健全化の推進	必要な医療スタッフの確保等による収益確保や更なる費用削減につとめ、堺病院改革プラン計画期間中（平成 21 年度から 25 年度）に不良債務の解消と、経常収支の黒字化を図ります。 平成 23 年度 在院日数短縮、入院患者の獲得 平成 24 年度 地域医療支援病院* ²⁹ 取得 診療報酬改定への対応 地方独立行政法人* ³⁰ に移行 平成 25 年度 良好な病院運営と安定した経営の継続 【効果額 約 3 2. 0 億円】	堺病院経営企画課

取組項目	取組内容	所管課
水道事業の経営健全性の確保	事務事業の見直しや収入の確保を推進し、安定した経営状態を確保することにより、サービスの更なる向上を図ります。 今後の事業方針として策定した本市水道ビジョンと、そのビジョンを踏まえた「堺市水道事業中期経営計画」に即した経営を推進することで、経営の健全性を確保します。	上下水道局 経営企画課
下水道事業の経営健全化の推進	堺市下水道ビジョンを策定し、そのビジョンの中に掲げる中期経営計画に即した健全経営の推進を図るとともに、不良債務^{*31}並びに累積欠損金^{*32}を早期に解消します。 平成 23 年度～ ビジョンに即した経営 平成 24 年度 不良債務の解消	上下水道局 経営企画課

2 組織・人の強化

団塊の世代の大量退職に伴い、市政運営のノウハウの継承や今後の地域主権時代を担う人材の育成が急務となっています。

市民の信頼を確保し、市民とともに一体となって市政を進めていくためには、すべての職員が、社会経済情勢の変化等に照らして自らの仕事を常に問い直し、改革の担い手となるよう少数精鋭の人材育成を進めていく必要があります。そのため、「人を育てる職場運営、人を活かす人事管理、人を伸ばす職員研修」という観点から、総合的に人材育成を行うとともに、行政需要に的確に対応しうる組織体制を整備し、よりスリムで合理的な組織づくりを進めます。

【主な具体的取組】

取組項目	取組内容	所管課
①人材育成による組織の強化		
人事評価を活用した人材育成の推進	人事評価における目標設定、面談、評価結果のフィードバック等のプロセスを通じて、組織内のコミュニケーションを活性化させ、職員の意識と行動の変革、能力の向上を図ります。	人事課
民間人材等、職務経験者の任用	民間での職務経験者を積極的に任用することで、民間等の経営感覚やノウハウを取り入れ、組織の活性化を図ります。	人事課
職員の特性に応じた人材の活用	自己申告制度や庁内公募制度の活用に加え、特定業務に精通した専門職を育成するため、複線型人事制度も検討し、より一層、職員の特性に応じた人材の活用を図ります。	人事課
女性職員の積極的な登用	女性職員を積極的に登用し、総合的な組織力の強化を図るため、メンター制度などによる意識改革を通じて、女性職員のキャリア形成を支援します。 女性役職者比率 平成 23 年度 22.0%（消防局を除く。）	人事課
再任用制度のあり方の検討	退職した職員の豊富な経験や能力を十分に活かし、技術や知識の継承、職員の育成をより一層効果的に行うため、平成 23 年度から、再任用職員の給与制度や任用基準の見直しを行います。	人事課 労務課
がんばる職員が報われる仕組みづくり	平成 23 年度から管理職の人事評価の結果を、勤勉手当に反映するとともに、非管理職の人事評価の活用について検討します。また、業務改善等実績を表彰することで、職員のモチベーションの向上を図ります。	人事課 経営監理室

取組項目	取組内容	所管課
職責を十分に果たすことができない職員の支援	職員の意欲を高め、持てる能力を最大限に発揮できるよう、堺市職員意識改革支援制度等を活用し、職務遂行能力の向上を図ります。	人事課
職員の意識改革と能力開発の推進	研修をはじめとして、職員の意識改革と能力開発に資する取組を計画的に実施することにより、市民視点で先入観に捉われない柔軟な発想と何事にもチャレンジする向上心を持った職員を育成します。	人材開発課
さわやかサービス推進事業の継続実施	さわやかサービス推進事業（ＣＳ研修）を継続し、職員一人ひとりが市民視点に立った行政サービスを実施することによって、行政サービスに対する市民満足度の更なる向上を図ります。	人材開発課
法規主任を中心とした法制執務能力等の強化	法制執務能力等を備えた職員を育成するため、法規主任等への研修を行うとともに、法務関係検定試験の有効活用等、各自の習熟度向上のための方策も検討します。	法制課
ＩＴの高度な知識を有する人材の登用	ＩＴの高度な知識を有する人材の登用により、ＩＴに関する最適な運用策や管理・保守経費の削減策等を検討します。	情報化推進課
②行政組織の見直し		
文化財調査業務に係る作業のあり方検討	民間委託を積極的に推進するとともに、技術革新等の情報収集も行い、業務の効率化を進めます。	文化財課
災害発生時における行政機能の継続と早期復旧 （業務継続計画）	災害発生時に、最短で事業の復旧を図るため、日常業務及び災害対策業務について、事前に必要な対応方針・手段を定めた業務継続計画を策定し、効率的・効果的な体制を確立します。	危機管理室
第２期総務事務センターの整備	内部管理事務について分析を行い、定型、反復性の高い経理関係業務を総務事務センターに集約・アウトソーシング化することにより、業務の効率化を図ります。	総務サービス課
市税事務所の統合再編	市税事務所の統合再編による効率的な執行体制を確立し、課税捕捉や徴収対策の強化を図り、より一層適正・公平な税務行政を推進します。	税政課
全庁的な徴収体制の再構築	差押等の徴収スキルの必要な業務と、賦課説明スキルの必要な業務の組織分担を明確にし、効果的な徴収体制を構築します。	債権回収対策室

取組項目	取組内容	所管課
環境事業所のあり方検討	アウトソーシングの推進に伴い縮小化する環境事業所の果たすべき役割等、直営収集部門のあり方を検討します。	廃棄物政策課
市立堺病院のあり方検討 (地方独立行政法人化)	明確な経営責任体制のもと、自律的で柔軟な運営により、公共性の確保と経営の効率化が両立できる地方独立行政法人への移行をめざします。 平成 23 年度 地方独立行政法人に係る評価 委員会の設置 中期目標の策定 人事給与・財務会計システム構築 平成 24 年度 中期計画の認可 地方独立行政法人移行完了	堺病院経営企画課
保育所用務業務のあり方検討	今後の公立保育所における用務業務のあり方や体制を検討します。	保育課
学校施設管理のあり方検討	用務業務を中心とした施設管理業務を総合的に見直し、効率的で効果的な管理方法を、検討します。	教育委員会事務局 総務課
③内部管理体制の整備		
電子決裁の推進による事務の効率化	電子決裁での処理を徹底することで、文書の事務処理の効率化・迅速化、文書情報検索の効率化・高度化、ペーパーレスによる環境負荷の軽減等を図ります。	総務課
業務プロセスの効率化	内部統制の考え方を活用し、業務プロセスにおけるリスクや責任の所在等を明らかにするとともに、マニュアルの作成等を通じて、業務の効率化を進めます。	経営監理室 各課
コンプライアンスの徹底	法規相談窓口や法規主任等を活用し、職員の法令遵守意識の向上に努め、公正職務確保や行政対象暴力対策等の取組を通じて、コンプライアンスが徹底された公平、公正、かつ市民に信頼される組織体制を確保します。	法制課 人事課 総務課
指定管理者第三者評価制度の導入	指定管理者について、一次評価（指定管理者）、二次評価（所管部局）、三次評価（外部評価）を行うことで、より効果的・効率的な施設管理を進めます。	経営監理室

取組項目	取組内容	所管課
契約手続きの最適化の推進	公共事業の契約にあたり、法令に基づいた事務執行を徹底するとともに、社会情勢の変化に即応した必要な制度改善を継続的に行います。	契約課 調達課
④電子市役所^{*33}の推進による効率化		
電子申請・届出サービスの拡大	庁内の情報や手続きを体系的に整理し、オンラインによる申請・届出手続きを拡充することで事務処理の迅速化・効率化を図ります。	情報化推進課 各課
統合型GISの利活用	統合型GIS（地理情報システム）に搭載する地図情報を拡充することで、地図情報の重複整備の防止や作業時間の短縮等を図り、地図情報の高度化・効率化を進めます。	情報化推進課 各課
建設工事における電子入札の完全実施	現在郵便入札と併用となっている建設工事の入札について、平成24年度から電子入札を完全実施することで、入札のより一層の透明性の向上及び事務の効率化等を推進します。	契約課
税総合電算システムの再構築	システムの老朽化によるトラブルを未然に防止し、安定的な事務執行を図るため、税総合電算システムを開発し、税務事務の迅速化・効率化を図ります。	税政課
自動交付機の活用による窓口業務の効率化等	自動交付機の利用率を向上させるとともに、平成24年度に所得証明書の交付も開始し、窓口業務の効率化と人件費抑制を検討します。	戸籍住民課
受付業務の電子化	電話で対応している斎場受付業務について、電子予約受付システムを導入し、業務の効率化等を図ります。	斎場

3 行政の透明性の向上

市政情報等を市民にわかりやすく発信するとともに市民の声を的確に把握することは、多様化する市民ニーズに対応し、市民と行政の信頼関係を構築する上で大変重要です。

そこで、あらゆるメディアを的確に活用し、市政の情報発信を充実します。また、予算編成の過程や庁議等の公開等を通じて市政の透明性を図り、市民への説明責任の向上に努めます。また、市政モニター制度^{*34}やパブリックコメント制度^{*35}等、広く市民の声を聴くことにより、市民ニーズの的確な把握に努めます。

【主な具体的取組】

取組項目	取組内容	所管課
①情報発信の充実		
市政情報の的確・タイムリーな情報発信	広報さかいや堺市ホームページ、広報番組等多様な広報媒体を活用し、的確かつタイムリーに分かりやすい広報活動を効果的・効率的に実施します。また、インターネット等を利用した新たな広報媒体の活用可能性について検討します。	広報課 各課
シティプロモーションの強化	首都圏への情報発信、堺製品の販路拡大、紹介動画や冊子の制作、各種メディア等への積極的な働きかけ等を通じて、堺市ならではの「価値」や「魅力」を効果的に発信するシティプロモーションの強化に取り組みます。	広報課 東京事務所 企画部 産業政策課 各課
引っ越しに伴う手続き案内の強化	ホームページを利用し、転入・転出などに伴う必要な一連の手続きを、簡易な操作でわかりやすく案内するサービスを提供します。	戸籍住民課
予算編成過程や庁議等各種会議等の可視化	予算編成過程等をホームページ上で公開する等の可視化を進めることで、市民にとってわかりやすい市政運営を積極的に進め、市民の市政参画を進めます。	財政課 各課
②パブリシティ活動の充実		
報道機関等への積極的な市政情報の提供	市長記者会見や報道資料提供等を通じて、報道機関等への積極的な市政情報の提供に努めます。報道提供資料の作成にあたっては、ニュース性、話題性等を考慮し、的確かつタイムリーでわかりやすい資料づくりに努めます。	広報課 各課

取組項目	取組内容	所管課
③広聴活動等による市民ニーズの把握		
パブリックコメント制度の実施	市民生活に広く影響を及ぼす市政の基本的な計画や条例等を策定する過程において、これらの案を公表するとともに、意見を募集し、その意見を反映させるためのパブリックコメント制度の充実を図ります。	市政情報課
市政モニター制度の実施	「市政モニター」に市政の重要な課題や市民生活に関係の深い問題等に関して、アンケート調査を実施することにより、市民の意見及び意識を把握し、市政の効率的な運営に役立てます。	市政情報課
「市民の声」のデータベース化と市の考え方の公表	「市民の声」をデータベース化し、庁内の情報共有と分析を行い、施策への反映を図ります。 また、「市民の声」の要旨と市の考え方をホームページで公表し、市民との情報共有に努めます。	市政情報課
市民と市長の対話事業の実施	市長の「ふれあいトーク」や「元気！いきいき訪問」等を通じて、市民と市長が直接対話することにより、相互理解を深め信頼関係を構築するとともに、市民ニーズの市政への反映を図ります。	市政情報課
各種統計調査及び市民意識調査の実施	国からの基幹統計調査 ^{*36} の実施はもとより、独自に実施する調査についても、広く市民にデータを提供します。 また、市民意識調査で得られた結果を、市政やまちづくりの指標等に活用します。	企画部 各課

4 多様な主体との連携の推進

本市においては、既に指定管理者制度による公の施設の管理や保育所の民営化等、公共サービスの提供の場において、企業や市民団体等、多様な主体との連携が図られています。今後、多様化・高度化する行政課題に柔軟に対応していくためには、こうした主体によるサービス提供を更に拡充していくことが重要です。

そこで、積極的な市政情報の提供や民間の担い手の育成・支援を行いつつ、「民間でできること、民間が得意とすることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、多様な主体との連携を強化し、それぞれの強みを活かすことができる取組を推進します。

【主な具体的取組】

取組項目	取組内容	所管課
①市民協働の推進		
自主防災組織の活動への支援	地域防災を担う人材を育成するとともに、活動状況や地域ニーズに合った防災活動を支援します。また、災害時における地域での人的ネットワーク構築を促進します。	危機管理室
市民広場等の積極的活用	市民広場、本館エントランスホール、高層館1階ロビーの活用を通じ、地域の活性化につなげます。	総務課
区民まちづくり会議の開催	各区の区民まちづくり会議において、地域課題の情報共有や意見交換を通じて、その解決・改善に向けた区と区民の協働による取組等について検討を行います。	市民人権総務課 各区役所企画総務課
区域まちづくりビジョンの推進	区の特色を活かしたまちづくりを進めていくため、区と区民が協働して実践するまちづくりの活動指針である「区域まちづくりビジョン」を推進していきます。	市民人権総務課 各区役所企画総務課
区民まちづくり基金事業の実施	堺市区民まちづくり基金を活用し、区民との協働によるまちづくり事業を各区で実施し、区の特色を活かした魅力あるまちづくりを進めていきます。	市民人権総務課 各区役所
地域防犯活動の推進	市民、事業者、警察等との連携・協働を進めることで地域の防犯意識の高揚を図り、地域ボランティアにより取り組まれている青色防犯パトロールや防犯灯、街頭防犯カメラ設置等自主的な防犯活動に対しての支援を行います。	市民協働課

取組項目	取組内容	所管課
新しい公共創出の推進	事業性に着目し、多様な地域主体との協働や起業の促進など、市民、企業、行政がそれぞれ役割分担しながら、様々な手法で公共を担う仕組みづくりを進めるとともに、地域課題を解決する協働提案社会実験を試行します。	市民協働課 経営監理室
市民参加ガイドラインの活用	市民参加ガイドラインを活用し、職員研修を行うとともに、全庁的な参加・協働の取組についての評価や情報の集積及び共有化、市民への情報提供を行い、その後の取り組みへのフィードバックに努めます。	市民協働課
堺市市民活動支援基金の活用	市民や企業から寄せられた寄附金を原資として、市に登録したNPO* ³⁷ が行う公益的な活動への助成を行います。	市民協働課
市民協働による施策・事業の展開	地域団体やNPO等との連携・協働を推進するために情報の共有化を図ります。また、様々な分野において、地域の特性を活かした個性ある地域づくりを支援する施策を引き続き展開します。	市民協働課 各区役所
アドプト制度* ³⁸ の活用 (まち美化推進事業)	ポイ捨て等のないきれいで快適なまちの実現に向け、あらゆる機会を通じ、アドプト制度などボランティア清掃への参加を、より多くの団体に呼びかけ、市民や事業者と協働したまち美化を推進します。	環境業務課
市民による公園管理運営の推進	地域に密着した小規模な公園について、地域ボランティアである公園愛護会を活かし、効果的で適切な管理を行います。あわせて、愛護活動を活性化するための有効な支援の検討を行います。	公園監理課
消防音楽隊の活動活性化	効果的な消防活動の広報を進めるために、消防音楽隊の市民参加の可能性について検証します。	予防査察課
救命講習の推進	救命効果に影響の大きい、救急現場での市民による応急手当を普及させるため、毎年 8,000 人の受講を目途に、救急講習を積極的に推進します。	救急課

取組項目	取組内容	所管課
消防協力事業所の拡大	大規模特殊災害発生時に備え、企業・事業所の組織力を活かし、各事業所がボランティアとして活動できる体制を構築し、地域防災力を強化していくために、毎年度120事業所の新規登録をめざします。	警防課
②民間等との連携		
多様な主体と連携した協働型事業の検討	民間のアイデアやノウハウを一層活用できるよう、多様な主体との協働型提案型事業の仕組みづくりを検討します。	経営監理室
災害時における備蓄物資、流通物資及び救援物資の安定供給体制の確立	民間事業者等との協定締結により配送システムを構築し、指定避難所等へ迅速で効率的な供給を実施すべく、平成23年度から順次、計画・調整、協定締結、システム構築を着実に行います。また、協定締結により市場に流通する物資を被災者へ供給することで、物資の保管場所や保存状態の管理、期限切れによる買替等の課題を解消します。	危機管理室

5 地域内外の連携・都市内分権の推進

地域主権改革^{*39}が進められる現在、関西の政令指定都市間や大阪府、近隣市町村等と連携を進め、関西圏全体の発展をめざすことが重要です。その一方で、地域の課題は複雑・多様化しており、全市画一的な取組では、効率的な対応ができないこともあります。

そこで、広域的な課題の対応については自治体間の連携等を検討し、広域連携に努めます。また、地域の総合的な行政サービス提供と市民自治の拠点である区役所の機能強化と、地域の課題解決に地域で取り組む仕組みづくりを検討します。

【主な具体的取組】

取組項目	取組内容	所管課
①広域行政等、地域主権改革の推進		
大阪府、近隣市町村、政令指定都市等との連携強化	政府の地域主権改革等の動向を踏まえ、住民に身近な基礎自治体として、また圏域を牽引する大都市として、地域ニーズに的確に対応できる事務権限と税財源の移譲を推進するとともに、関西全体の活性化に向け、関西の政令指定都市（京都市・大阪市・堺市・神戸市）間や大阪府及び関西広域連合等との連携を推進し、南大阪地域の共通課題や広域的課題について市町村間で情報共有・意見交換を行い、課題解決に向けた広域連携を推進します。	大都市政策担当
規制緩和の推進	必要な規制の特例措置及び税制・財政・金融上の支援措置等が受けられる特区制度等を活用し、地域の知恵と工夫及び地域資源を最大限活かした地域の特性に応じた規制緩和を推進し、まちの魅力向上と活性化を図ります。	企画部
救急体制の充実	救急安心センターおおさか（救急医療相談窓口）を活用し、軽症者の救急車利用の抑制を図るとともに、重症化しそうな患者を早期発見する等、効果的な救急体制の充実を図ります。	救急課
②地域人材や市出身者との連携強化		
ふるさと納税 ^{*40} の取組	本市出身者をはじめ、堺を応援してくれる人々との連携を進めるとともに、本市の持つ魅力を堺市内外に発信していくことにより、あらゆる機会に寄附を募る環境整備を進めます。	財政総務資金課

取組項目	取組内容	所管課
③都市内分権・区役所機能の充実		
区役所機能の充実	日常生活に密着した行政サービス、区域の特色を活かしたまちづくり事業の実施、区民自らが主体的に行うまちづくり活動への支援などをより一層行うことができるよう、基金事業をはじめ、権限や財源の移譲、市民協働も含めた体制の整備など、区役所の更なる機能の充実に向けた検討を進めていきます。	市民人権総務課 各区役所 各課
子育てワンストップサービス窓口の開設	子育てへの不安や精神的負担を解消するため、子育て支援に係る情報を一元的に提供するとともに、子育て家庭に対して総合的な支援を実施する子育てワンストップ窓口を各区役所に設置します。	子ども青少年企画課

用語集

*1 「サブプライムローン」問題

サブプライムローンとは、比較的信用力の低い人に貸し出す住宅ローンのこと。

当該債権は、様々な金融商品に組み込まれ、国際的に販売されていたが、2007 年の夏頃から、当該債権を組み込んだ金融商品を大量に購入していた世界中の金融機関等が相次いで巨額の損失を被り、世界的な信用不安が拡大し、現在の世界的な不況の引き金となった。

*2 地方交付税

自治体間の財源の不均衡を調整し、全ての団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する税金。

*3 生産年齢人口

生産活動に従事することが可能な 15 歳から 64 歳までの年齢の人口。

*4 団塊の世代

終戦後数年間のベビーブーム時に生まれた世代のこと。一般的には、昭和 22 年～24 年生まれをさすが、昭和 21 年～25 年生まれをさす場合などもある。

*5 合計特殊出生率

人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子どもの平均数を示す。この指標によって、異なる時代、異なる集団間の出生による人口の自然増減を比較・評価することができる。

*6 コーホート法

年齢別の集団(コーホート)毎に、過去の^{すうせい}趨勢から将来の人口の推計を行う手法。地域別の人口推計を行う際の最も一般的な手法であり、国立社会保障・人口問題研究所の全国・都道府県別・市町村別等の将来人口推計に用いられているほか、多くの都道府県・市町村で将来人口推計の手法として採用されている。

*7 実質赤字比率

一般会計等における赤字額が標準財政規模に占める割合。

*8 連結実質赤字比率

一般会計等に国民健康保険や病院などの特別会計、公営企業会計を加えた全会計の赤字額が標準財政規模に占める割合。

*9 実質公債費比率

一部事務組合への負担を含めた全会計の公債費(料金等で負担するものを除く)の標準財政規模に占める割合。

*10 将来負担比率

全会計における、退職手当引当金、公債費、債務負担行為額、第3セクター等の損失補償額など、当該自治体が将来に渡って負担すると見込まれる金額が標準財政規模に占める割合。

*11 経常収支比率

財政の弾力性(ゆとり)を見るための指標のこと。使途を制限されない経常的な収入(市税、地方交付税等の毎年収入される性質の収入)に対する経常的な支出(人件費、公債費、扶助費等の毎年経常的に支出されるもの)の割合で、これが低いほど財政にゆとりがあり、投資的な事業の実施等、様々な状況の変化に柔軟に対応できる。

***12 普通会計**

一般会計と、特別会計のうち主に公営事業を除いた部分の合計額のこと。自治体の会計は、法律上は、目的を限定せずに広く行政を推進するための経費を対象とする一般会計と、目的を限定した経費を対象とする特別会計に二分されるが、自治体によって算出方法が異なるため、統計上は、民間企業に準じた会計規則が適用される公営企業会計と、それ以外の普通会計とに区分している。

***13 財政力指数**

標準的な経費(基準財政需要額)に対する標準的な収入額(基準財政収入額)の割合の過去 3 年間の平均値のこと。これが1を下回れば地方交付税の交付団体、1を上回れば不交付団体となる。

***14 税源涵養**

税金の源となる資源や産業等を無理をしないでゆつくりと養い育てること。

***15 公営企業会計**

国・自治体が営む公営企業(水道事業、鉄道事業など)が行う会計のこと。

***16 特別会計**

国民健康保険事業や介護保険事業など特定の事業にかかる会計。

***17 PDCA マネジメントサイクル**

団体経営や事業推進において、PLAN(計画)、DO(実行)、CHECK(評価)、ACTION(行動)の一連の流れの繰り返しの中で、業務改善を図っていくこと。

***18 指定管理者制度**

公の施設の管理を設置者である地方公共団体の指定を受けた者が「指定管理者」として代行する制度のこと。平成 15 年 9 月に施行された地方自治法改正により、それまでの管理委託制度に代えて導入された。従来の管理委託では、受託者は地方公共団体の出資法人、公共団体又は公共的団体に限られていたが、指定管理者制度では特段の制約が設けられず、民間事業者にも広く門戸が開かれている。

***19 再任用職員**

地方公共団体の定年退職者等で、従前の勤務実績等に基づく選考により再び採用された者のこと。任期は退職後5年以内と条例で定められており、任用形態は常勤(常時勤務を要する職)と非常勤(短時間勤務の職)とがある。本格的な高齢化社会に対応し、高齢者の知識・経験を社会的に活用するとともに、年金制度の改正に合わせ、定年以後の生活を雇用と年金の連携により支えるため、平成13年4月から導入された制度。

***20 外部効率性**

市民意識調査や事業ごとにアンケート調査を実施するなど、様々な手法により市民ニーズを的確に把握し、限られた経営資源のなかでその資源をどのような施策・事業にどの程度活用していくかということ。

***21 活動指標**

成果を求めるために実施した活動量を表す指標。

***22 成果指標**

事業本来の目的に対する成果を表す指標。

***23 ファシリティマネジメント**

土地・建物・設備(ファシリティ)を対象として、経営的な視点から設備投資や管理運営を行うことにより、施設に係る経費の最小化や施設効用の最大化を図ろうとするもの。

***24 内部統制**

業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全、の 4 つの目的を達成するために組織内で行われる取組。

***25 アセット・マネジメント**

一般的には資産(アセット)を管理・運用(マネジメント)するというもの。公共施設については施設・設備を資産ととらえ、その損傷・劣化等を将来にわたり予測することにより、効果的かつ効率的な維持管理を行うもの。

***26 キャリアカウンセリング**

個人のキャリア(経歴・職業)形成に関する悩みを解決する相談や支援のこと。

***27 インフラ**

インフラストラクチャー (infrastructure) の略で、道路・鉄道・上下水道など産業や生活の基盤として整備される施設のこと。

***28 シェアードサービス**

複数の組織で共通的に実施されている業務を集中・統合してサービス提供することにより、経営の効率化をめざす経営手法。

***29 地域医療支援病院**

紹介患者に対する医療提供、病床や医療機器の共同利用、地域の医療従事者の研修等、かかりつけ医等を支援する機能を備えた病院。

***30 地方独立行政法人**

住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地から、その地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを、効果的かつ効果的に行わせることを目的として、地方独立行政法人法の定めるところにより地方公共団体が設立する法人をいう。

***31 不良債務**

流動資産（現預金、未収金、前払い金など）を流動負債（一時借入金を除く、未払い金、前受け金など）が超える部分。

***32 累積欠損金**

公営企業会計において、営業活動で生じた欠損(赤字)のうち繰越利益剰余金(今年度に繰り越した前年度以前に生じた利益)や利益積立金(前年度以前に生じた利益の積み立て)等で補てんできなかった欠損額が累積したもの。

***33 電子市役所**

情報通信技術(IT)を活用しながら、行政サービスの向上や事務の効率化を図っていこうという取組。

***34 市政モニター制度**

市政の重要な課題や市民生活に関係の深い問題などに関してアンケート形式により市民意識を迅速に把握し、市政の効果的かつ合理的な運営に役立てる制度。

***35 パブリックコメント制度**

市民生活に広く影響を及ぼす市政の基本的な計画や条例等を立案する過程において、これらの案の趣旨、内容等を公表し、当該案について市民等から提出された意見を考慮して意思決定を行う一連の手続。

*** 36 基幹統計調査**

国勢調査や工業統計調査など行政機関が実施する統計調査の中で特に重要な調査。

*** 37 NPO**

Non Profit Organization の略。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。

*** 38 アドプト制度**

アドプトとは、英語で「養子縁組」のこと。市民が「里親」になり、公園や道路などの特定の公共財を「養子」とみなして、清掃活動を行う制度。

*** 39 地域主権改革**

地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる地域社会をつくっていくことをめざして、政府が推進している一連の政策。平成 21 年 11 月 17 日の閣議決定により、内閣府に地域主権戦略会議が設置された。

*** 40 ふるさと納税**

出生地などの自治体に寄附をすると居住地の個人住民税などが軽減される制度。

行財政改革プログラム

編集・発行：平成２３年３月

堺市総務局 経営監理室

〒590-0078 堺市堺区南瓦町３番１号

電 話 072(228)8632

F A X 072(228)1303

メール keikan@city.sakai.lg.jp

行政資料番号 １－Ｃ１－１０－０４２６